夏艸

十二

ワ 3
383
2

夏草　一

抑射藝ハからきよし馬上ニ二ツ限らす

其故ニ多く吉法式ありて而にいたる

おのゝ古実あるも有り源氏将軍より以前

此時ハ河辺にて別年諏訪の上文を定て

其藝ニ長し其後實に射術に達する人あり

夫れより此時に古しへにもありし射藝に

更に吉法式のミにて又是迄の法によりて[illegible]

藤館眞藏書
安政年間改之

門 7 3
號 383
巻 2

然るも絶えしに此人然るに於てより
をかさまに切られて来て世々此家の事
多くは中にも足利将軍尊氏の時ニハ
小笠原貞宗長高といふも此道の達人
なりしかと将軍家此流儀をまもり給ひ
かの子孫於家の御師範となりしかと
西流と称し柳営に請る人々も彼門
に入てならひしは受きつて然りしかれは

其術古へ先祖もうけられ道なとは彼家より
うけ継へき其術をもうけしめし給ひて
今は流として来りて定とし官女中原常政
老翁かの歩射騎射の事を語りし於其に
かゝり彼等はかくしきて其清式の法よし
は人略書にかきてひろくもらし武術を述し
今此者は迷ひて此書を記す其書の
意はなりて新に絶書とも云るあらに

皆なりし終へ来りし古今の要所を注し挙て
千人殊ならはうし記し字尽し甚長くして詳なる
物なりしかとも十巻二十巻にも書注くす
負ることは今は用ひし書の名を致されと
者これ出て後の人の眼にかなひ覚え
侍らんとこれも私の儀をなしにかは
事はゑんをゑんへ又あれはなそへて
りとかくは物とし今の世の小笠原流

一 難り有ける趣をたゝしいはしく此の終へ
清まる物かや又なる趣しきにものともを
はかや今の趣は昔の書くゝゑしくは
物語は此書しるを補足及ひにより古の
終わるなんとよ古実のことゝもを述ぬ
七十書中卯月の比したゝめ置し
夏草也ゑん浅く侍らしや

安斎隠士伊勢平蔵貞丈書

安永七年戊戌四月改

夏州山

目録

一 三物

一 安村之部

大的第一

中的第二

小的第三

圓的第四

百手第五

奉射第六

三的 第七
草鹿 第八
圓物 第九
[illegible] 第十
挾物 第十一 付小串

騎射之部
流鏑馬 第一
牛追物 第二
遠笠懸 第三
笠懸代 第四
小笠懸 第五
犬追物 第六
犬追物所々 第七
八的 第八
三々九 第九
手挾 第十
ふいつまと 第十一
さきかう 第十二
楊弓 第十三

右通計二十四篇

夏草

三物之事

一 大的・草鹿・円物是歩射之物にて流鏑馬・笠懸
犬追物ハ馬上之三物にて

歩射之部

大的寸法第一

一 元ハ只的とて後ニ小的出来しより小的ニ対して
大的とハ云て

一 的縁ハ長さ七尺にして板三十三枚ニ而くゝり二十二枚ノ的串
或ハ又一枚ほしろき布張にて幕ハ張ル布ハ白布の

ゆくゑ串に浸くよしと云塩法なり弓ミツア(ユミツア)れハかく
前後に数法ありて射ハよつ〳〵九〳〵ひ〳〵心身の形ハ
ならさ塚ハ法〳〵之前後の射ニあ〳〵射る所なり
数法あれ法さや法式あり

一 的を掛るの廃枝ハひとつ枝〳〵紙〳〵徑又尺二寸〳〵ハ〳〵
又〳〵紙あくよりて白〳〵ねりて三重に絵ハ出きる絵ハ
輪ハかく之絵のかく〳〵塩法なり

一 的串を掛れ串を本〳〵削りて白木にて壱寸の次の〳〵〳〵
みりて付串に白迷ひさされ布の〳〵くりれ縄をよく
左右串の三方に結付て的ハ忽く的の面三寸〳〵せる〳〵

いふよりハ檜れ木にて削りて外〳〵一寸せられ緒ハ的の裏へ
貫ぬき縄〳〵結付之的串結せし〳〵れ撥塩法なり

一 射手人数ハ三番ふれハ六人又番ふれハ十人之与人〳〵
出〳〵前後相手〳〵あふ射手れ棟梁〳〵弓三郎といふ弟
弓三郎れ号〳〵射塾の達人ハ撰〳〵将軍家より給
ふて射手揃るに〳〵ハ付弓三郎第一番の人なり
出〳〵射る之弓三郎れ外ハ小射手よりて弓三郎を
号ばれハよりて弓九郎よりて弓三郎し又矢三郎ふと
いふ本を号て射ふ事く

一 射手れ三宗〳〵四ツ角よりて賞数の次第〳〵へし

三番ニハ一ノ角ニ弟一番ノ人前之二ノ角ニ弟二ノ
前之三ノ角ニ弟一ノ人ニし然ハ四ノ角ニ弟二番ノ
後之弟一番ノ前ヲ人前ニ立向てしろハ大後とて
弟二番ノ前ニ子セきノ前ニ立向後ハせきノ後ろへ立
始ニ終ハ貴殿ニ之又番ノ時と定ル準し記ても
此四角ニ立人ニ御座候も射藝ノ達人也

一 射手ノ装束ハ風折烏帽子水干葛袴ハ紅くて巻
ノ物ニふさし候ゆゑけハさし浅沓ハちゝ之白ハ
ノ弓ニ注かけたる也弓かけノ籠手ニ真ねもしさ
ニて御矢ハ抜て弓矢取ふて蟇目ハ四つ持て取添
て

射場ノ事

一 いにしへ射場ニ参る前ニ殿ハ持よせて
装て御きまり候て将軍ニ射場殿へ出御ありハ
御座有りて御ことはり在しも小ゆかりニ相出御相
て射手御めし射場ノ事ニ前後ニ別と殿ハ
御かけて着座ある此式の在り方ニ在と式の
在も千万総て御ましも法也

一 的射ノ時り其之前後の射手多人と盤ノ杖ノ
ニ御杖へ分かしこより水干ノ紋ハおさめてさて
杖ノ事ハ右之ほり杖後ハ前之ほうへ立杖ハ後ハ

多千の神子かきあかしぬきて弓ハ立置して細射
こ射るゆるもしとつてやそて又乙矢ハ射て弓るとし
御うくあつる法ハはさかつてぬ字ハ入て放法ら字て
且引退き御ゆく故役子わきうく多千の叙を鍋
うんの下の横法ハ格く多んしんとうてく多れしい立杯
渾の字く又筆佩の字ハ用ゆれも正字く非そ

一 乙矢御免ハ一筆ゆり多きハ二ヶ書ゆれハ第二度のれ
乙矢ハ御免ゆりく射おうへ色弓三郎ら御免ゆて
國の後ちハ於きより御免御弓て法ゆり但し御免ゆ
法けらゆりうう時の事く

一 弓射まらしての法ハ引しまりしてやかさるし遣ら
ゆるハ是らしミ矢の字く是ら射の為れとも
ゆきまと法ゆり

一 射終く後緑ハ賜くく緑ら渡叙く或ハ御家武ら
御猶予く御扇ハ給ハりし事とゆり皆有先例

一 的の方らし字多字ハ叙く日記外の役人日記し
あうらも御まを外くく日記書伝ゆ其りそもま外伝
法ゆりさいもんうの役人ゆうり矢ゆまとてさいもん
ゆくさいもいらしらへ申して法ゆり

一 夜の御的うら松明ともしうせく夜ぐきいてしいうらに

一 さいはいの役人矢中とてあつかう役中あるべし
射手の前にもつい出る時矢取の中より役を運びあり
たり矢取て矢取勿の射手の異見にて役人に渡す
渡し時法有り矢取矢の抜き法有り紫糸を定
法有り

以上正月御弓始御射場始の武法の大的也常と
ゝこれに准ず

半的射手第二

一 半的と大的の半分にて径二尺六寸之大的よりひきく
みえ候大的より低く本とし是を射る事

稽古ふうに射べし

小的の事第三

一 小的と稽古の的にて候うらはけなし径一尺二寸なり
紙を二三重張り白くぬりて二寸程墨を引きて大的の
如くかまへ合せて用ゆる物にて候
的のかゝりは稽古には書くなし大的の張手に紙を張りて
しきりにて的の表に字を書き本式には
射ざるべし

一 ひきめの事は小ひきめにて候小ひきめの的と
いふは射場の遠さ十丈程にて定めてその方には

数隔胴手のこと

一 射手の人数定なく度数も定りなし

一 射手の装束ハ折えぼしひたゝれ小袴に諸ゆかけ

一 射手の弓矢等も大的のごとし

一 小的ハあたりを取ぬれハあたりたる的を立て射之

鬮的之事 并図

一 鬮とは矢代と矢代ハ的にて上矢の射手下矢の射手相手を取り賭物ハかけて勝負によりて出之鬮也とらずして矢代の方を取つけ負れハ法なり

一 的ハ小的也一尺二寸ニ限らハ一尺又も八九寸にもする之

一 射法ハ小的に同じ

一 射手の人数ハ十人も十二人もあるべきならバいかほども定りなく人数多き時ハ二手にも三手にも射る之あまりに少き人数ハ歳切にと別に矢代の順を得て二度も三度も射るなり

一 さらねといふハ一本ばかりはづし矢はなれハさらねといふ法ハ射のことく矢代の一手にさんざんに勝の方を的に向て立前に止りて述しくて(?)その前にてさらねの方法なり

一 射手の装束小的に同し者に替かなし

一 闇的ハ毎月いつも日を定め勝負ハ九ツ集る事をいふ
むかしハ笠ニ而的をかけ賭物なとも懸しとや
後にハ笠ニハ紙を張て的ニ用て射申候
中る人笠ニ而取之あて候人ニハ矢代を出す人ニハ
あて候へハ上矢の人矢代出申候下矢の人笠を取之

一 遊的ハ何れ様ニも致候へ共何れにても出候て射手
人数多の時ハ立合人ニて相手とふて組おらせ射候
射手人数不定なれハ只一人ニて相手をかぶ射手ハ致之
たとへハおちハ矢一つ也ハ二の中りハ一にてハ出候
矢代ハ中りハ矢二ツ銀にて中りハ一ツあたりハ二十出候

置也毎矢ぬしたちより出し候様ニ仕候事也凡鳥目中五
如此射手より出す年寄りし候ハ射手手をもとへ不可
仍てとうふ当しとて勝負ニ矢代出しかし其後
出而其日本目ニ射候へ賭物ハ相出しかし
其銀合ノ射手より出す様ニ候人を分ケ致之
射候て成様ニ候とも様ニ候とも相手とを致之
其外ハ矢代銀合出候ニ其一ツ出して取る之

百手的の事并又

一 百手的ハ大的ニ而出し候的の下射場の様ニ大的ノ
あてし

一百手ハ神事祈禱なとの時射へき事の時にも射へし
一射手の人数定りなし但し大体十二人十五人十七人なとゝ
又それより多きも有之候人数きまりたる事ハ一手之
人数多けれハ三手之三手ニても射る也射手の矢数ハ矢代
ニ依りて定之其矢代ニ依りてしるしをつけ置事也
定なき事也
一射手の装束ハ小袴にて之素袍のことし
一百手の矢数ハ二百筋なれ共百手ハ四百筋のみ二百筋
やさしと云也
一数取の事ハ数串にて数取る数串ハ二本にて矢数ニ
知らせ手数ハしれハ日記の様也数串の日記書様数の
一さいはんの時ハ日記付るに大的のやうし日記書様数の
外様法あり

奉射の事 并六

一奉射の的ハ大的也的張以下何事も大的の如し
一奉射ハ神社の前にて又祈禱なとの社頭にて射へし
的ハ射る神前をみてあつへし
一射手の人数ハ六人にて三度射るへし
一射手の装束百手の如し
一さいはんの時日記付様大的の如し

三的の事 第七

一三的とハ小的を一尺五寸にして三ツかけて
射る也三ツの的ハ大中小なり大ハ八九寸中小ハ次第に
一寸ツゝちいさくなる也大を前中を次後小を一の
的とすへし

一三的ハ矢代をかけ賭物を出して勝負を射る之的の大
中小によりて賭物の取やう差別あり

一本なりとも一度からたるの三ツ的之馬より三ツ的を射るあ
ハせよかし

草鹿の事 第八

一草鹿ハ夏野の草にかくれたる鹿の形をまな
ひたる也それハ是を草鹿といへりかくて其足を
作りて色を射る時ハ挟を立てならへおき
挟をハ鹿の足とす

一草鹿の的ハ鹿の形を作りて足を取し鹿の長さ一尺八寸
高さ八寸首の長さ七寸ほと鹿の長さ二寸ほと枝角を
作り白革にてぬひて其中に毛をハ入てぬひあはす
星ハ白く鹿の毛色にせよ其星の星を矢にて
かしらとてまん中に大星あり径四寸之まはりの小
八ツ四寸ほと大にてちらし前後ともの星ハ的の裏に

四所ニ革の乳を付人的のことく形に鋸二筋を乳に貫く
的串に四寸に弦付たる串に桧の木にて九つに割て大的
串のことく立串に一ツ足くぬきて鹿の首をさしむすひて
ちさくともあるへし

一 草鹿の寸法は鹿の遠さをまへにして七杖十一杖にてうつる
十杖にて的串を立て串にはつらとれ弓を一杖なり
はつらふるには布革にて張るへし

一 射手の人数定りは紫は小的のことし

一 ちいさき木の事たけは白木材にてふとくすり
白法しけるこれらは草鹿の張りにて無しても出之し

皆かくれなかりし矢を一手にさしはさみても一手ちかひても
射るときに白は膝をつきせりけるにはよ甲矢を射るなり
草鹿をさすりは定て一文度つつ射るなり一文度射させて
負たるは又一文度と定て射るなり

一 草鹿と矢代をとりて賭とれとおもしろく勝負を射るなり
所矢はかれは老功の射手おもしろく矢所法は其まさりたる
手所法の上に法ありて所矢ともはつるる矢の
為つよさしよ所しるはきを負する之

一 是も日記は射手之日記書申し候法なり

圓物之事第九

一鳥毛ハ裏板径八寸九ツ之ニして白羊毛ニてむひくゝりて
中より毛を入物くゝりてまき九よ玉を二つに割ちう
外し鈴をのかし中し外に思ひ渕ゝ白し中思し
此鈴をもんでんしいつて裏く辛の乳を付て
鍋ニ黄き大納の二し三方の串にゆひ付て串を
大納の串の二し思ひぬひて鳥毛せくり六寸り
かくぬひてむしらゝ中し付あり
一ひつちの遠さを作し弓杖十一杖より十杖の的串
段立て尺つちを的との間一杖ゝちりにゐりぶれ
を布華ぬもして

一射手ハ人数定りてハ紫束小納のごとし
一九輪法の弓矢を常庸のごとし
一九輪と矢代同断賭物出しかしゝ勝負ゝ定べし
一日記は年日記書中し付あり
一九輪をたてゝ物くゝりしく西に居長中にはうれし
矢直しゝて篇ゝ之引きつるよりあられハ矢ふくまきて
前ゝ之矢沙法ちて常庸し同し矢渉法之事し
法あり

鳴りしぬり第十

一鳴りし西戒の大わさし事して鳥毛くゝりもくゝすし

一　さりれ的にハ九寸之板圓ニ用ゆ　大さハ定りなし
挟物ハ小さく書て串ハ乳より二寸付て鏡を張
上の檜串ハ白く弦付る也串も常の如く比より上
六寸ハかりと少しあらく削へし

一　さりれ的も常の的も同し

一　射手の人数装束等も外にかハる事なし　圓物に同し

一　始りハ下ニ立升ニ鏡を付て法ハ竹くし成矢中候ハ
的を立る上の横串に巻ずる也　是ハ当る数多さをよふ
まくら法ハ巻法ありて又巻とハ少し違ふ巻とは
とる数も数ニて知ル也　其巻数の多少ニよりて勝負の定也

一　誉射付

一　色も矢代段ニ上矢下矢の射手を分けて射手を定る

一　日記役も外之日記外ニ従ふ

一　始りニ弓矢の外ハ小的の通路を年中に小的通りて
巻数多し

挟物の事　第十一　外小串

一　挟物ハ檜之板ニ方四寸ニ切ル厚さハ弐分斗りニ裏の
方端ニ穴有る中ニ紙裏へ入て面上ル
又ミめ紙付る割竹ニ立ル矢ハ裏ニ附
其割ニめくりとれるのしニ留る其板ニ串ニさしみる

それハ四寸より六寸之挟申し串にさしたる法有り

一 挟物乃庭間ハきやうし弓杖七杖ゟ長きハ七杖也

一 はゆるまの本にてはなれとひらきをあそはすまえ

たとひ矢はつれともはなれ候をはなちて

能くとれ候へは余筋わろしからすとてひらくれは

あそはし候へ

一 弓ゟ的射る七矢をとんとし又ハさめぐし

一 射手を猫に掛る神津にかけし中けちにはしりのきぬる

射るへし

一 射手人数不定一人も射る也装束なてあるへし常れ

如し今の弓射手と人々と祈念をなしハ挟物を射

とそ尺寸有之

一 挟物を行事をも行れ串に挟て射る物の極なり

それハ挟物と申ハ七ツハ弓きうのゆへ左の字の

様なれハ弐の挟よりのしるし也

一 四半より弐寸ハ扇なしふるへ十文字に四つに切て之

扇板にて別とめ板竹つほ又は弐の挟物也

晴之人挟よりの板之をもて御所にハ弐の挟物を立

四半板之をもてはすへハ扇物を四つに切るへし

一 右又かりかみ紙（白紙にても杉原紙にても）板之を射る串はさて

射手の外に出して たみ中し御狩あり 射手ハ本衆
二ッとこも懐中しきし なし出の射手にはりよく
りし候扇皆はりよび貝を目くりし貝字本乃もとるふもと
挟みて射る之扇をつけきし弓も射るなり射也
流あ系

以上からきら弓く射る之

一 小串射手挟物の事をいふ能書しからき御符を
ふし詳なるに

騎射之部

流鏑馬射事第一

一 流鏑馬ハ弓場の長さ二町之弓を通りてえらびとる之
先後よくあらしよくもりれ本末走扇股けり色の事
知之ふくり見れ弓手より指ちはり同馬手ノ免ちはり
よりてよふびならき射る鏑矢の幸ゑく推て知るへし
神事中なども人々贄後解之出前う準し知るへし
一 的の板二ッ三寸うすき之的を八方四方板橘之串の長さ
三尺五寸をさみ添四寸紙に包り立るへし二本とふりなり
三の的と的との弓間しつらひ千鳥かけ流武はり的も
馬走りめるる三尺之的を立る人ハ的立の役とて人数
六人之的立て雑色之行長の記とえらし源家の時代
りハ

射手に同しく其外の役人束帯にて見物すへき
騎しよその役人めしける也

一 射手の人数定らす但し十六騎十騎七騎なと先例
あり

一 射手ハ思ひ思ひの装束也射手の装束ハいかにも装束
と射装束ハ錦の直垂の上に着る也
たとへハ小手ハ左ニ右の袖ハいたく括れ
裾のくくりをも結ひ流鏑馬のことく
手綱ハ左手に持つ也手綱の緒とも秘伝也
むかしハ神事に流鏑馬也

一 まれに切形の腰刀さして其外弓矢扇
など持て直垂の上にも征矢をさし鞍の前の
前輪に矢をさして矢をはさみ持て
皆いつもの如く笠を著て馬に乗る也

弓袋さし小笠原の家の説也

一 射手の外に童一人雑色一人或ハ六人従者は一人
供の侍ハ後にも続く弓袋さし弓袋ハ
御役人の諸役とも役をとりし事して
はしらせてかへる也射手の後の者
ちかく控へはしりて射手にはとる役をも務る也

一 射手扇を腰にさし馬に乗りて矢を取るやうにもちて左右の手に鞭を

笠ノハシツクロヒトハタミタル扇ヲ以テ笠ノ端ノヒタニアタル所ヲ上ヘツキアクルヲ云

右扇をもつて笠のはしをつくろひたるをさんまはし
ましてへ馬を乗入て馬手の鞦をかけ扇をふりまはして
めてをはかつれさまして弓とふさ（の扇）の弓をまはして池にて
勝負これ的を射るべし若射ちがへし又は矢をぬよらん
しるしの付られたる時は的を流ようにて負べし
言もはなりまたなるべし

一 流鏑馬の流は武田小笠原小笠原の流
多かりといへども此流矢をつがへ射る矢のおし揺る
なるべし

一 小笠原の家に流鏑馬を射る事は池の内を馬場として

されば葦とて古流にありし主人其人の御前にて
馬の前に付けれは禄づかひあるよし
古流の書にありと見えたり

一　牛追物第二

一 牛追物とは牛の子を射るなり これは浦も検作して
野飼の牛なんどを追て射たりし事也 犬追物のごとく
河原などの所にて定りし事 無證と見えたり
此付より後に別に其所をば定て射ましきや

一 牛を追かけて射る事は牛さきへかけて追て追立て
ふけのふる左の方よりかけをばもちて馬のへと向ておて射る

射手ハ日ニ向て打しきりの下大追物の如し矢ハ
朝ニハ首ニ朝ニかりかけし胴中をハ射させたるて
牛追物ニ習して後ハ犬追物の如しよりさきも有之
一 牛ハ射る矢ハ門目まハり目太刀四目なとにも射る之
ある時ハ鳴しハし射る之

遠笠懸ハ手本三

一 元ハ其小笠懸といふより以後小笠懸出来たる也
小笠懸を射ハ遠笠懸ハ以て略ス小笠懸より
遠より向て小笠懸とかなた的ニ向て遠笠懸と
以下とて遠笠懸といふ也小笠懸といふハ大笠懸と

いふなるへし
一 遠笠懸の馬場ハ所ニ随てよこもかはりて有
さるハ所ニよりてさたまりたる事なし然共長さ一町也廣さ
上の二尺ハ底ハ一尺八寸深さ六寸也或ハ上一尺八九寸とも
頃さ五寸ともさたまらす縄張り秘伝有り
まとの本末ハ羽ニ扇形あり是ハ半分之法量より
馬場本の方より馬場末の方へ向て射る二十三杖
隔てたてられたる的ハ日の方ニ矢を以て遠笠懸矢代の廣
さハ杖一杖斗也矢道のさき二あけてをほし
あけて遠笠ハ杖十杖斗也高さ廣さ定まらす

的に向かたは白くしてかたはおもてより三寸まは
見ゆるやうに矢さきにて無ふかたかへし御うちまり
まへち一尺二寸のけてしるして二寸き一尺八寸しるさん
じようの書は常なみなかにて其形神社なんどのごとくかくらん
九曲しゆひやし法有り

一 的の大さ径二尺八寸にて板は丸くして白革にて包ひ
かはの中には毛を入て面を包かへしてうら布にて包
丸物のやうに包てかへ笠の形のことし足をつけ
はおにては本ぜんとよふ裏にはかは革にて包ひつけて
縄をつけて的串にたかへ結ひ付るに的串に立る是のことし

是を立るに高さ三尺六寸ばかりに射るべくまとの上の
より的まての遠さ九杖ほど又八杖にも的を射る的は
後一枚の手にて布革は淺き大的の如し

一 射手は八人数十騎ほど弐之但し十丈深二十間も有り
くらは強し

一 射手装束の事 折烏帽子直垂にて射る 紋のあるは
あり又騰沓はなく小手は左の手斗さし笠懸のごとく
直垂の袖を肩へかけ ふり日傘から小手はさしたる通
又鞭は持すなし 馬のさまは常のごとく装束もさま／＼
まあるに又引目は腰にさす手斗にさしたる八騎ちう

三不成ともハ笠懸引目之笠懸引目ハかりさえ
ならて犬追物の引目にも違ひてやさしく清けり
引目の大小ちらの深き弱きはちがふ人小ちが定らし
引目一つちはそうりかへ給へし

一 射つる時はまたすして射は弓を持ちかへ矢をはなつへき
馬場本より一騎走へるは北へ的を射るへき
北の方をまもらせていふまてよりての方の方の細にしより
左にてその一順にて弓は弓を持ちかへ弓は乞ふへく
後一番に手を取りて射たりより順に沢まへよりへ
又入て馬場本へ左にてされは細にしより左にて

沢まては馬は乞ひめて弓ぞもち乞ひ追ひて
後一番より弓をそへ入し人扇形へ左より入て細まへ
而入て的は射て射はかりひ弓に弓之二番より中
皆同し射て人ゝ弓場末の細にしより左にて順に
弓は乞ひめて弓の弓の射てまて弓場末まて
下馬にて引勝とあって馬は弓場末より弓場本へ
まてり中にはかりか弓場本の方より引を所之
引者まてりれとは乞ふかくに之人丸弓に日記の
検分まて的に向て弓の丸方より検分の新きに
矢をその方に向ひ拝(ハイ)風ハまてり丸方に向ひて

一日記書やうのことハ丸物笠懸等法あり

笠懸ハ車手也

一神事笠懸ハ神の前又ハ祭礼に射る絵図ハ流鏑馬の

祭なとに廉関莫島等ハ賞ありて其の枝ハ之を賞ハ

勿論之外の神仕なる廉関にも用ひらる事の笠懸法あり

神事には神事むねとして其の印とし秘事あり

又老者ともさすとも夏毛は法あり

一百法ハ笠懸ニテ百手射る

一関笠懸ハ賭物ありて勝負を射る也射手検見ありて

打矢あるハ矢取法也矢取法ニテ法あり寄ハ行ふ

此り合又は刀作乱入るゝ時ハ出之射術は取る

射手桐に公定る射る七夕笠懸と七月七日射る七人七番の

馬法とも射る一番七人つゝし

一射流も笠懸といふハ是ハ笠懸ハ其の名目りハあるハ十番

射るは笠懸あるハ主人も人九番まてはその日与ひ式も

九度まてはまてる時も人十人十番め法ありしなり扱も

こゝにも印しては笠懸にて射流も笠懸といふ之さる

時よりも礼義に叶のなりてまたかり射るべき

笠懸といふ法式はなしは

一法は公笠懸といふ笠懸の其名目ありちよりは日毎に

かさかけといふ事はむかしより射る人の矢をうけて後の射手
馬場を一方へ乗り射る所同じ様にてはしらする
意なれば笠懸といふ也別にはなれ笠懸といふ流派
はなきにあらず

一 犬笠懸といふ事古書に記せる犬追物に笠懸よりする
いふて詞は狗也一切犬笠懸といひならはしたる犬笠懸
といふ事は笠懸の流派はなき事にあらず

小笠懸の事 第五

一 小笠懸は古代射手の秘事にして射ならひ知る人すくな
かりし也

一 射手の人数は男笠懸に同じ竹笠をもちて
小的は四寸の矢を小笠懸といふて四寸是小川月
射る事射手ちかき遠馬場にて射る也と記せり

一 小笠懸の馬場は遠笠懸の馬場に同じく的を立る事
挟物也左の方の馬より右にむかひ八寸の的を
地より上一尺二寸に立る的の上を平串の挟也
此は立てし流なり

一 小笠懸も神事に射る事あり

犬追物の事 第六

一 犬追物は馬場の相応の坪はかりにして杖七十一杖と

四方ニ竹垣を結へしをは竹垣ともいふ又外(ソト)かこひともいふ
四方に木戸はなし又浦濱なとにて竹垣を結ハぬも
有の鏑をは尾ほしりさしてかこし四方にさいとも
三方をはさいよあといふ也方掃のあん中ニ小鏑をて
かこき一丈八寸ほとのあらくりの鏑をは掃除しむなら
小鏑の中に方杖一本之見り砂をはへ下外に同し太され
鏑共一寺をは掃除して置之をは鏑といふ也小鏑といふて
とて大鏑といふもありす又円かしよといふ事ありの
砂をは蒔置とをはけつりをしといふ鏑ともけつりきて
此溝まて方杖二本也

一 射手の人数の事三十六騎也をは三手にわけて十二騎を上の
手ともいふ又株の溝をは中の手ともいふ又株二溝とわきの手ともいふ
大数は百五十疋也一手にて五十疋つゝ射る也大をはかけてよみ
海原ともいふ小鏑の中へ大をはなつて首鏑をは切くを射手
よりをは大をはなし中に方の段之大を見さの者
とき割しく

一 射手の装束の事射手異なしいふ所者なしかきりもなし
左はえとめぐみ小手をはうち大射小手とてひしらへやはり
わか小手もなくてをはへく行騰をもてもちいぬかう
三本茂之引目二本もちて一つもちて

古代ハ馬上にて騎射にて候間日記にハ一騎ニいたしや
両射皆ハ右記数ハ付ら馬をすゝ之射手の異見をも浮候
法候

一 検見の役あり紫宸射手の同道但し右ノ間日記数をハ
おして是も馬上にて射手の射やし馬の役に候やし或ハ
法式ハ申か以て能不法ある能ハ見とけ矢の役より
きゝ候ハよくする役也

一 ちより法式の役ハ紫宸検見と同しく是も馬上より
日記付の役人の事也よりもりてよりに見分申へしより
すゝ矢の中より検見の役にて射手の見ハ中達するより

嗎り法ハ検見の方ハ馬上にてよりかけて射手の名をハ
まり之ハ事入日記付の役人の方へ事申て射手の名を
書付けかかり之相附馬の事候より

一 日記付の役を役人の役あり文書のより日記を書て
付より書きて日記付の書中にあるよりも見分の外也
書付法り

一 ぬき手の役とも役人の役あり日記付の側に
ぬき法より弓の嗎り候射手の名をよろしく付のぬきを
まき之を書けるよりまき之文大九丈めくり
鍵の内十丈文鍵の内廿丈ありて嗎りまきかきするまて

後十疋の廿疋の犬をは放す事をはあるへからす

一犬射手は十二騎の射手何れもけいこさせて馬を立
入て縄の馬をは立ならへて縄の方へ向て馬を立て
手にて矢をはさけて待て検見と縄きハの検見の
方よりかくて放たる犬をねらいて中の犬をかしの若手先達て
小縄の内より犬をは川へ入て首つなをはとくへのるかたくちより
検見の方をは見て出犬をけはこそ母衣之度いたさせて
後検見もやまをかけて下知すれは犬をかしの事の犬を
放させ候而御犬放させ犬をは川つらみの犬をも待て
射させ候て御犬奉行のうへにて二疋めの犬をはなれ候

犬小縄の内より放さて縄をは越て縄際より
射る事をは縄際の矢をも無用して射るをは不縄とて
検見ふれたる射手は手も候はゝ詞をかけるへし
すゝる射手は二つの内は川目をはすへからす馬手の射
手はかりそ射は川へ候見ふれをは検見ふれたる
馬ふれはかれ候て射手は射たれは射手はかなはす押ぬへし
もとろ手向に縄際を射る時は射ること不叶と言之
矢をも射手しれ候て検見ふれたる矢をも言す
相違なくは縄際より馬を出し無沙汰に射手の
名乗達せられ無沙汰射手の名をはつけてめさるへし

日記に付るは次第を書事に記すべし又射損じ候
是れは検見射手なる故に何とも候はず射手二ツめ
此の日は腰より抜き取て又射る也故射手よりも是れ
帝記すべし而縄際より付る時は此外へ犬走り
出でて射手何れも一縄中は追出して射るべし
とられば尤も記すべし射手もとられば是と記し
出る事なし射る時馬乃足引ぬ振向り縄より外へ
出る其外の犬とうも外の犬の時矢不候
同じ事は馬もとも又ちまくと否乃御とと
今射る気は候まへ其より以後の事は家の縄際の

矢を損じ縄中にてはよりよ矢はあれは犬は犬川の
上の行垣の外へ出るし又外は近くて射る時事なる
ものは射るる犬の側へ来るも射るべし犬追物を
犬に矢は射る時けるはから射りにる矢射振
と待遠にて射る後其のはかりと待遠にて矢下の
遠へと待遠にては射る後其と待遠に候あるる
も振し犬に矢ほてもるも手綱の本一つと待遠
はかるに送りて検見に付待遠にて遠ひる
やは見物候て
一 射る犬を射る時矢とも出たは候はる物を矢に付たる

一また犬追物の矢さけびハ物の付ちぢを達して上古よ
矢さけびといひしを後ニ矢さけびといひならはしたり
古傳書ニ見えたり矢さけびの事ハ注あり

犬追物由来の事　第七

一神事犬追物と申ハ昔の宗祠禰宜なとが射手にて流鏑馬
笠懸神事なりしを贄にそなへし贄の起法なり

一御所殿の犬追物と申ハ三方様ノ御城ニて射る時の犬追物
なり

一白みちやの犬追物と申ハ射手かね射手しゑみちやなとニ
申しゝ少の事ニ事なく国撰ニて法式なき

厳重なることなり

一犬始の犬追物と申ハ正月始ニ犬追射そむる諸始の
犬追物と申ハ馬場始新ニ撰くる時射そむるなり

一勝負の犬追物ハ犬追物ニ出して犬追物前の勝負あつまりて経
の勝負三度勝負七本勝負なとといふ事はいつれと
賭物なとをかけて勝負をなし勝負の犬追物ハ二騎の検
見あり検見外の検見といふなり

八的の事第八

三々九（サンザ）の事第九

女夾の事第十

とひまれのこと第十一

服わりの文第十二

一小笠原備前守殿にて聞書に流鏑馬沢ずといふ書あり
流鏑馬は法をくふよし総じてるれは三的を立て射也（頁文にいへる三的は流鏑）
馬のうへにて作り物を射す之は九八的かしこみとひまれと服
なりふかり作物に作物別の日記有之に凡々有り
右の馬は作りと作りては新総じて一向知れなし
小笠原播磨守元安の時の日記の奥に宗之か使ぬの
おくにひ貝あの事なるに寄に使にて其総家斗
こはりく書を取し若干使の総家見詳なるに

かくれもなき事にてはなし知ぬかりてよし是も
撰の推量の説は作りて新儀なる事を成るる
事なし

的の事第十三

一的といふは庭的の事也庭の外にて的射ぬ事をいふよ
名はなしていふ也

一庭は射つかふ所也山の内にてはつちにて庭の事
通手垣は中ひきてけるまて庭のうちを作
手垣は表うしろにあるを垣もて其垣ありを
あふきりこうてそれをかくらく時分のなく

馬よりおりて弓をはなしてむかひゆきていふべしことに
ことにかくまてのる時のかたの事也
一 かりはまた年の比はさしもかまへていふべし
一 的の射手人数定りて射手の人はかり人といふ小笠懸も
的懸まても上的の小的ハ常の小的にはりて素袍のたの
袖はちんほか袖のふとくめくりたるやうにゑかきて
いつれも笠はかさねて的膳はもさ袴はらく的をならへひき
鳥てちもぬりも矢はもちて野矢箙一具ゆけ
はさしてむかうは勝負ぬきあるべし
一 せこはとて十人に一人はりせこは侍まて的立

人々もしておほや
一 山へはいらんとて人はみな海やむかひにあらはるとて
此所みなやとて色をかへ事はかり一事り時は荊り
射手ならへ二番は白米は紙にて包みて肴はちらし
に一つはいつとも山中にて一つとも事はかりおもひ
ならぬ事ともはるかにみえて山神へまゐらする
事はりことあり又これも山神に参り世射手
あらまし
一 射手は的伺は荒人参らせ的のくらの詞を
ともはかり詞あるへし

一 始て物しあらゆる人獲られけれハ係は調へて山神に
祭り射手をしても高くまるゝ射手食ひけるにハ
矢口祭といふ又矢開とてその獲ものゝ肉ハ調味して
人々にあたへるを矢開といふ也
一 鹿は射手附矢をうけたる後ハ矢止とへからさるし
矢こゝろへの法あり 法ゆり
一 鹿の射やうハあしくハ其習ひ多けれ
一 鹿をとるみちにハ山に入て射るなとあれハ物多し
あるは其犯法ありて後代ハ其記法録を知る人稀し
僅かにもそれを伝へ書すは尺なり

以上馬上にて射る事

右ハ記をしたる古代よりの世よりの公私にて
書くにてはかりし射藝の稽古ハはやと
稀しなるにハ当世にてハ古代の為とすれ
事のかしこき皆後の人考證あらし
まあしこそ古実二方まても用ひさるは
事に故実も知るもの少なき
はけに是非ハいふに及ひかたし

戊戌卯月吉日

平貞丈

追記

享保の比より騎射（古代は上の二ツを云し　歩射とは別の事也）賭射（ノリユミ　此名目古代は朝廷にて武家にはなし）
歩毬鞠突なといふ事はおこりし也
将軍家の仰によりて御作り物ともあまた
いろいろの修理ありて後はこれをことに好ませ給ふ
の事なるを古実をもいましくあらためられ
ちらされ古のかたちをもて便りとして其式をも
定め武家の操練とし
将軍家の仰によりて物かゝ見ならひ年々本
ふれは誰かあるにもつかふ事とする最後代の規
模なりし後の世にも此作諸礼なとにいふ事の
みも武家の操練ともなしてかの天下のものゝ古代を
まねひしものはいつも新代よりも古より有来し
流ともなし又古より有来し歩射治射の法をもて
名目あるをもてしかたち流武はいかにもならひ流武は
新代にも言いふと歌よみし人世の人もこれを信し
あらはしてふかくつまひらかにはかり難き事も
記しおかれを得ぬにしらるゝ人あらは記もの

平貞文記

寛政五歳癸丑冬十月中旬

石野萬敬謹写畢